

e-Govの利用状況及び今後予定している 主な機能拡充について

令和7年10月2日 デジタル庁

e-Govのサービス概要

- 平成13年度～：各府省庁がインターネットを通じて提供している行政情報を総合的に提供
- 平成18年度～：インターネット上の一つの窓口から、24時間365日いつでも申請・届出が可能
- 令和2年11月24日～：e-Govリニューアル版運用開始
- 令和5年3月31日～：e-Govデータポータルサービス運用開始
- 令和6年3月26日～：国・地方共通相談チャットボット運用開始
- 令和6年8月13日～：ガバメントクラウド上での運用開始



(これらの他、行政文書ファイル管理簿の検索、個人情報ファイル簿の検索、各府省庁のウェブサイトページリンク集、国・地方共通相談チャットボット等がある。)

e-Gov利用実績（全体）

- e-Govの総アクセス件数は増加傾向にあり、**2024年度のアクセス件数は約41億件**
- 電子申請の利用が急激に伸びており、**2024年度の申請届出件数は約3,043万件**であり初めて3,000万件を上回った
- 大法人の電子申請義務化（※1）への対応、行政手続の原則オンライン化方針等により**電子申請件数は更に大きく増加する見込み**

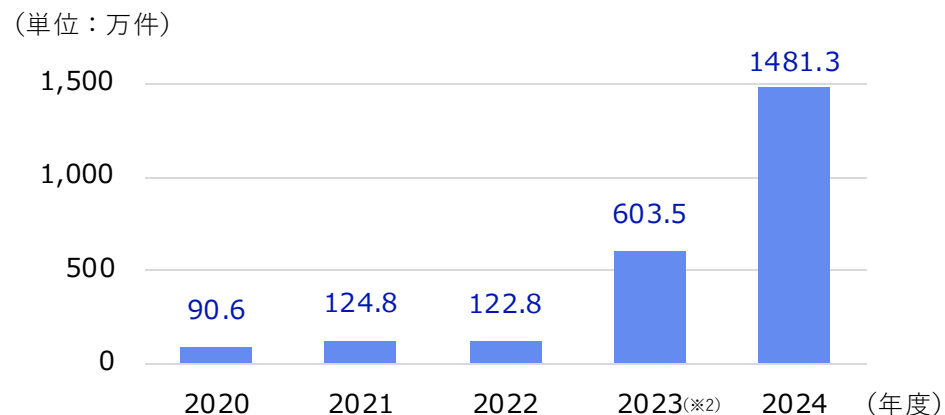
① 総アクセス件数



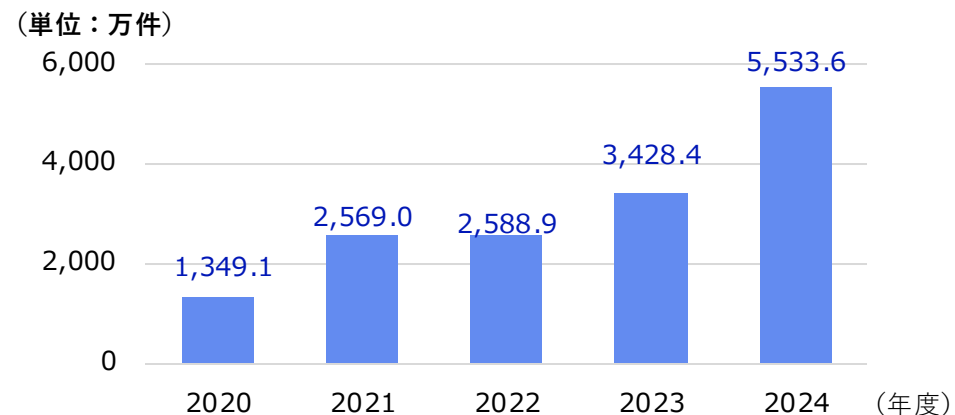
② 電子申請・届出等の受付件数



③ データポータルサイトへのアクセス件数



④ パブリック・コメントへのアクセス件数



※1「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）等において、社会保険等の行政手続のオンライン化を進め、行政手続コストの削減を実現するため、

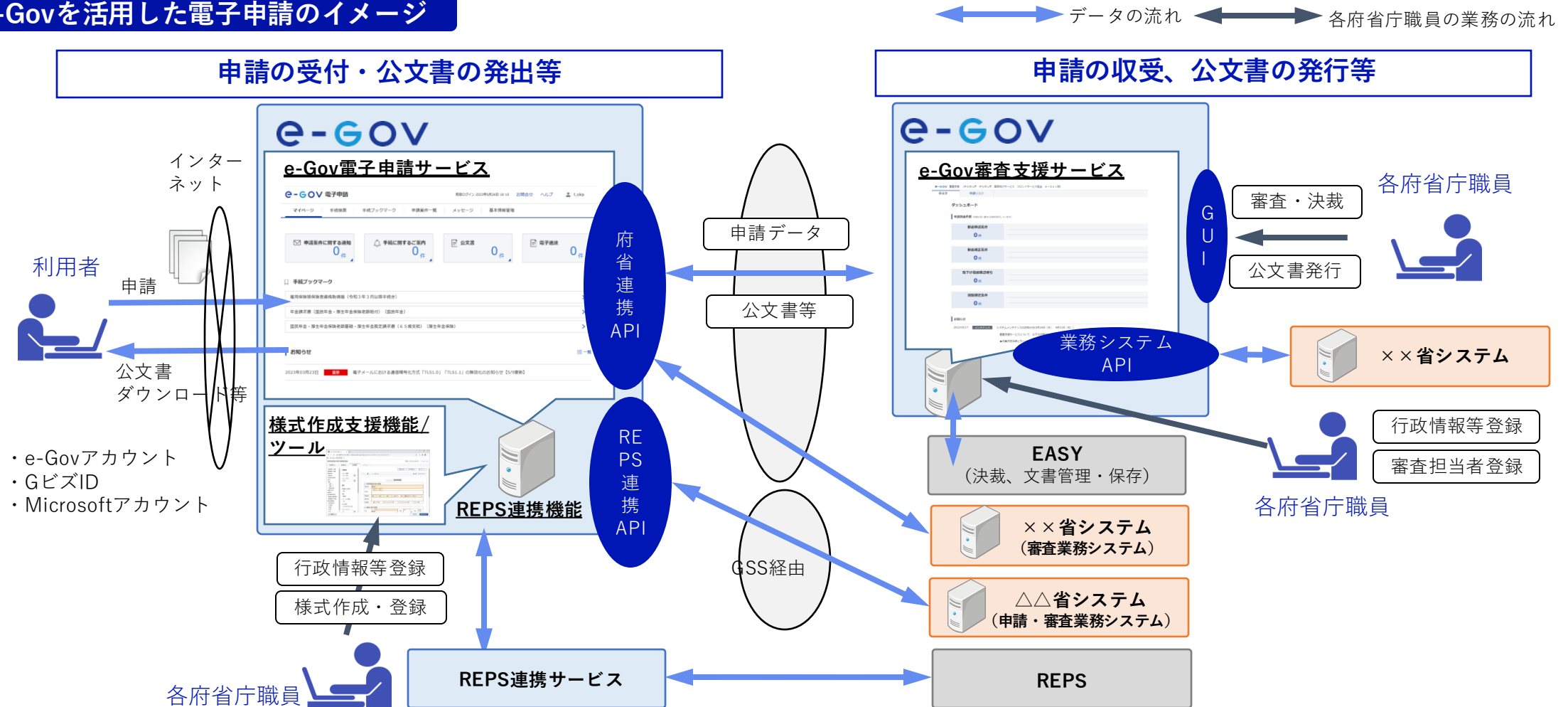
2020年4月から順次、大法人（資本金1億円以上等）電子申請を義務化することとされている。

※2 2023年3月末に旧「データカタログサイト」から「データポータルサイト」に移行した。

e-Gov電子申請関連サービスの全体像

- **e-Gov電子申請サービス**では、申請書の作成、エラーチェック、電子署名付与、処理状況の照会、公文書の取得等の電子申請の受付に係る基本機能を提供。併せて、国庫金の電子納付が可能なREPS（歳入金電子納付システム）連携機能を提供しており、手数料のオンライン納付の機能を提供。
- **e-Gov審査支援サービス**では、申請を受け付けた後の申請データの収受・登録から、審査、公文書作成、行政決裁等の業務、申請者への審査結果の通知までの一連の事務手続が管理可能な機能を提供。

e-Govを活用した電子申請のイメージ



e-Govの電子申請対象手続数

- e-Govでは、19府省庁が受け付けている行政手続について電子申請が可能となっている。
- 省庁ごとの申請可能な行政手続数等は、以下のとおり。
- 今後、行政手続の原則オンライン化方針により、順次対象が拡大するとともに、複数組織で共同審査が可能となる機能追加など地方自治体、独立行政法人等、健康保険組合向けの手続等についても利用拡充する予定。

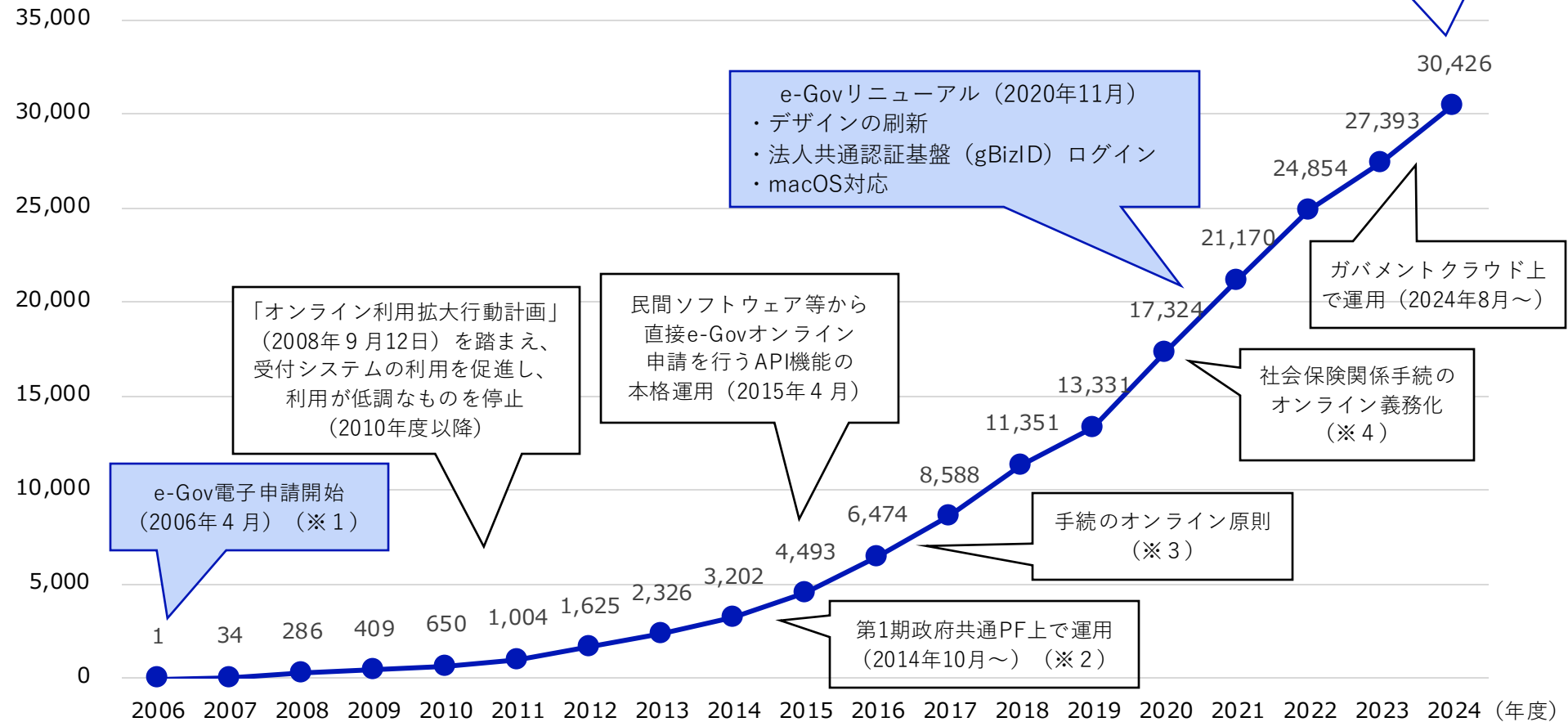
● **e-Govの電子申請対象手続数（令和7年8月末時点）** ： **4,396** （※令和6年度で約800手続増加）

● **省庁ごとの手続数と主な手続（令和7年8月末時点）**

	申請可能な 行政手続数	主な手続
厚生労働省	2,978	雇用保険被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 等
国土交通省	761	測量士の登録申請 等
経済産業省	157	一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の製造輸入数量等届出 等
総務省	104	有線電気通信設備の設置の届出 等
金融庁	45	基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等 等
環境省	17	遺伝資源の取得及び利用に関する報告 等
その他	334	内閣府、国家公安委員会・警察庁、カジノ管理委員会、消費者庁、デジタル庁、消防庁、財務省、農林水産省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、原子力規制委員会の手続
合計	4,396	

e-Gov利用実績（電子申請）

（単位：千件）



※1 「電子政府構築計画」（2003年7月17日）を踏まえ、2001年4月に運用開始したe-Govに、2006年4月より、電子申請受付機能を追加。以降、2008年にかけて各府省庁旧汎用受付等システムをe-Govに順次移行。

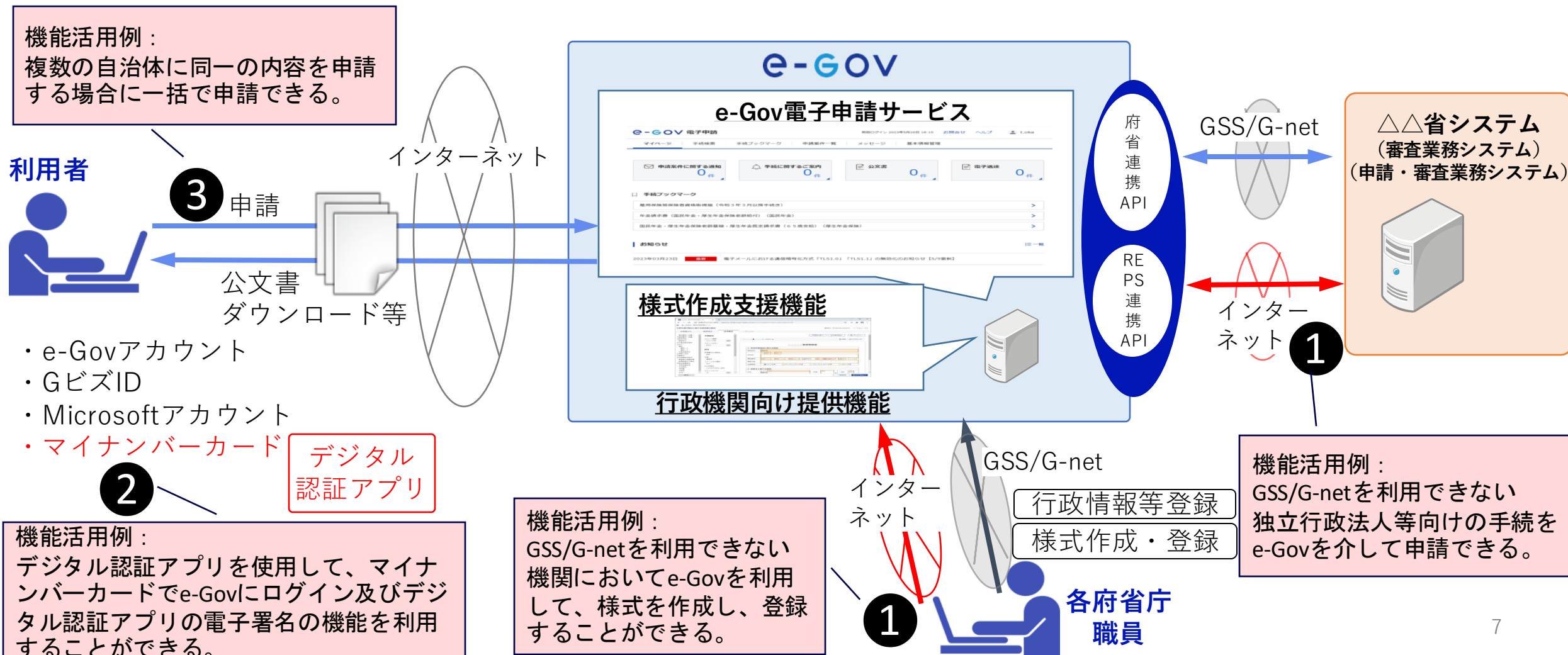
※2 2014年9月までは、共同利用基盤上で運用。

※3 「官民データ活用推進基本法」（2016年12月14日）に基づき、行政手続の申請、届出、処分の通知その他の手続に関して、オンラインを原則。

※4 「規制改革実施計画」（2018年6月15日）等において、社会保険等の行政手続のオンライン化を進め、行政手続コストの削減を実現するため、2020年4月から順次、大法人（資本金1億円以上等）電子申請が義務化。

今後予定している主な機能拡充（e-Gov電子申請サービス）

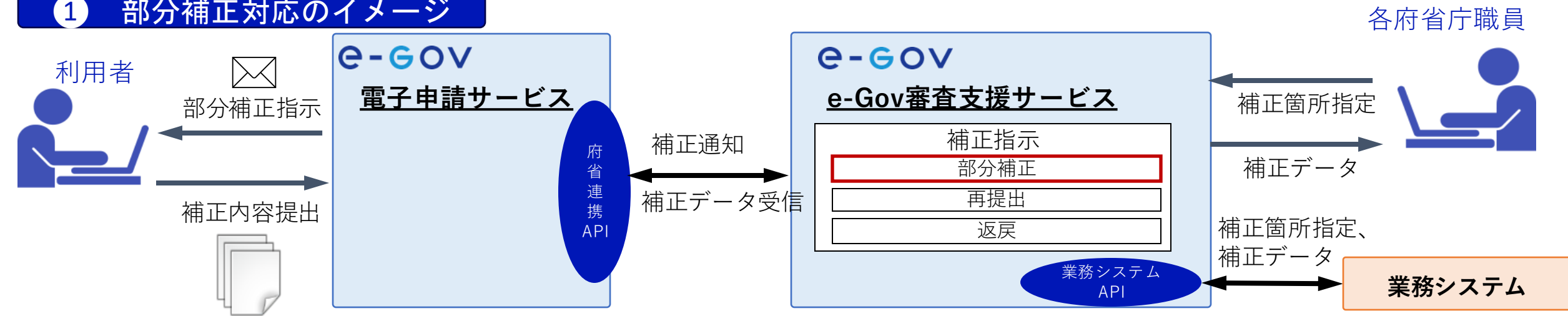
- ① 行政機関向け提供機能へのインターネット接続対応（現在は、GSS/G-netからの接続のみ） ※年度内リリース予定
- ② マイナンバーカードによる認証対応 ※年度内はテストまでを予定
- ③ 同一の申請手続の複数機関への一括申請を可能とする機能の追加（現在は、1箇所のみ） ※年度内は設計までを予定



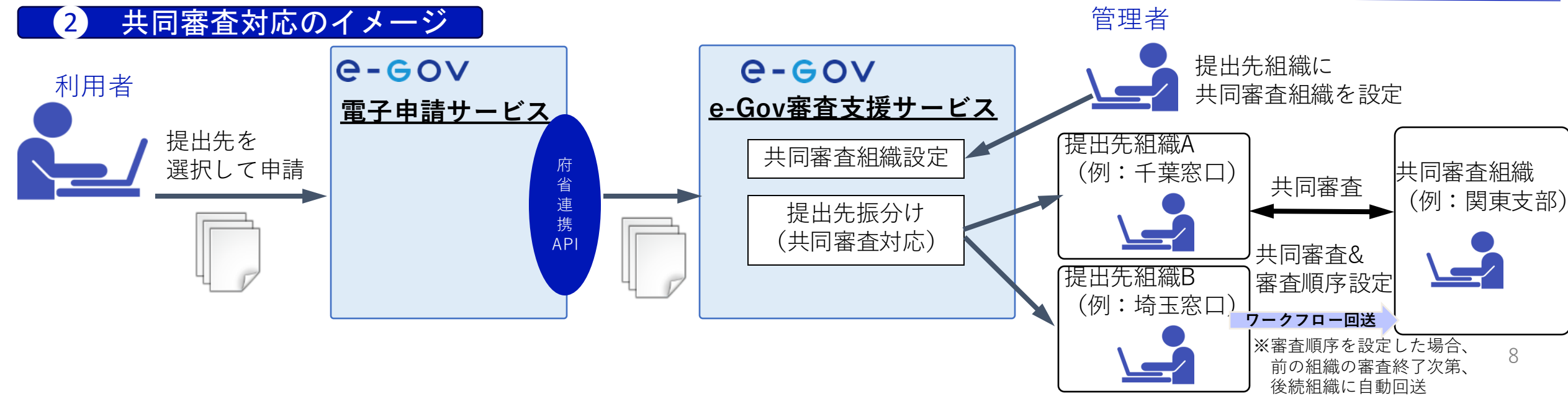
今後予定している主な機能拡充（e-Gov審査支援サービス）

- ① 申請届出事項の一部分の補正を可能とする機能（現在は、補正指示の方法は再提出、返戻） ※年度内リリース予定
- ② 申請者からの申請を複数の組織で共同して審査することができる機能（現在は、指定した提出先組織のみ審査可） ※年度内は開発までを予定

① 部分補正対応のイメージ



② 共同審査対応のイメージ



デジタル庁
Digital Agency